

理容所・美容所の構造設備等の基準

項目	内容	根拠法令等
(1) 施設の区画・隔壁	<ul style="list-style-type: none"> 理・美容所は一定の区画を設け、居室と区別すること 施設は、隔壁により外部と完全に区分されていること 作業場は、作業及び衛生保持に支障を来さない程度の広さを有し、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分されていること 	条例5条 管理要領 管理要領
(2) 作業室の床面積	<ul style="list-style-type: none"> 作業室の床面積は理・美容用いす1台又は2台であるときは9.9㎡以上、1台増すごとに3.3㎡を加えた面積であること * (セット椅子の台数による) * (作業室の床面積に、トイレ、待合、スタッフルーム、着付室等は算入しない) * 3台 (13.2㎡ 4坪) * 4台 (16.5㎡ 5坪) * 5台 (19.8㎡ 6坪) * 6台 (23.1㎡ 7坪) * 7台 (26.41㎡ 8坪) . . . 	条例5条
(3) 待合所	<ul style="list-style-type: none"> 作業場と待合所は、明確に区分されていること * (パーテーション・本棚などで区分してください) 	管理要領
(4) 休憩室	<ul style="list-style-type: none"> 施設には、従業員の数に応じた適当な広さの更衣等を行う、休憩室を設けることが望ましいこと 	管理要領
(5) 消毒設備・場所	<ul style="list-style-type: none"> 器具類、布巾類及びタオル等を消毒する設備または、器材を備えること * (器具は、客人1人使用後、必ず洗浄し、適切な方法で消毒してください) 作業場には、適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること。 消毒室を設けることが、望ましい 	理法12条/ 美法13条 (管理要領) 規則25条 管理要領
(6) 作業用手洗い	<ul style="list-style-type: none"> 作業場には従事者専用の手洗い設備を設けること * (このほかに「器具専用流し」があることが望ましい。手洗いと器具洗いを兼用する時は、大きなシンクを設置してください) * (手の消毒薬を備えてください) 	管理要領
(7) 洗い場	<ul style="list-style-type: none"> 洗い場は、流水装置とし、給湯設備を設けること * (シャンプー台だけでなく、作業用流しについても給湯設備を設けてください) 	規則26条 (管理要領)
(8) 洗髪設備	<ul style="list-style-type: none"> 作業場には洗髪設備を設けること * (専ら洗髪を行うための設備であり、給湯可能な流水式のものに設けること) * (ただし、洗髪設備を設けなくとも衛生上支障がないものとして知事が別に定めるものについてはこの限りではない) 	条例5条
(9) 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> 洗い場の排水設備は、汚水が完全に流れるような構造とし、排水管にトラップ等を設けること等により、汚水の臭気が洗場に逆流しないような構造とすること 	条例5条
(10) トイレ及び手洗い	<ul style="list-style-type: none"> 便所は隔壁によって作業場と区分され、専用の手洗い設備を有すること * (水洗設備(タンク)のものでは認められません。別個に手洗いを設置してください)(また、手の消毒薬を備えてください) 	管理要領
(11) 天井の構造	<ul style="list-style-type: none"> 天井は、じんあいの落下を防ぎ、清掃しやすい構造とすること * (吹き抜け、梁などは極力避けてください) 	条例5条
(12) 床及び腰張り (下部の壁)	<ul style="list-style-type: none"> 作業場の床及び腰張りはコンクリート、タイル、リリウム板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること 	規則26条
(13) 採光・照明・換気	<ul style="list-style-type: none"> 作業場内の採光、照明、換気が十分行える構造であること * (換気扇の位置を、図面に記載してください) 理・美容師が理・美容のための直接の作業を行う場所の作業面の照度を100ルクス以上とすること 理容所内の空気1ℓ中の炭酸ガスの量は5mℓ以下に保つこと 	理法12条/ 美法13条 (管理要領) 規則27条 規則27条
(14) 毛髪箱・汚物箱	<ul style="list-style-type: none"> ふた付きの汚物箱及び毛髪箱をそなえること * (「汚物箱」「毛髪箱」という表示をそれぞれつけてください) 	規則26条
(15) 器具の収納ケース	<ul style="list-style-type: none"> 未消毒の器具と消毒済の器具とはそれぞれ厳重に区別し、格納する容器を別にすること * (「消毒済み」「未消毒」という表示をそれぞれつけてください) 皮膚に接する器具類を消毒済みのものと未消毒のものを区別するために必要な収納ケースを備えること 	条例4条 管理要領
(16) 救急薬品	<ul style="list-style-type: none"> 外傷に対する応急処置に必要な救急薬品及び衛生材料を常備すること 	条例5条

その他衛生管理について

項目	内容	根拠法令等
(1) 作業衣	→ 作業中は、清潔な作業衣を着用すること	条例4条
(2) 爪と手洗い	→ 手指は常に爪を短くし、作業前一人毎に石けんその他の洗剤等で洗浄すること	条例4条
(3) マスクの着用	→ 顔面処理の際は、清潔なマスクを使用すること	条例4条
(4) 客用の被布 (クロス)	→ 清潔なものを使用すること	条例4条
(5) 洗面器・手洗器	→ 洗面器及び手洗器は、これを清潔に保つこと	条例4条
(6) 毛髪・汚物の処理	→ 刈り取った毛は直ちに毛髪箱に、汚物は汚物箱に入れること	条例4条
(7) 施設の清掃	→ 常に清潔に保つこと（*壁、天井、床、照明器具等）	理法12条/ 美法13条
(8) 器具の消毒	→ 器具は洗浄後、適切な方法で消毒（*エタノール、逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウム等）すること	規則25条
(9) 布片及び器具	皮膚に接する布片（*タオル、手ぬぐい等）及び皮膚に接する器具（*クリップ ^ハ 、はさみ、くし、刷毛、かみそり等）を清潔に保つこと。 皮膚に接する布片を客一人ごとに取りかえ、皮膚に接する器具は客一人ごとに消毒すること → タオル、手ぬぐい等の布片は、客一人ごとに洗濯し、完全に乾いたものを使用すること 蒸しタオルは、客一人ごとに洗濯したものをを用いること	理法9条/美 法8条 条例4条
(10) 昆虫等の駆除	→ 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと	条例5条
(11) 従業員の健康管理	→ 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業員の健康管理に注意すること	管理要領
(12) 確認証の掲示	→ 入口その他見やすい場所に掲示しておくこと	細則2条
(13) 動物	→ 作業室内に犬、猫等の動物を入れないこと	条例5条
(14) 医薬部外品・化粧品 の使用	→ 医薬部外品及び化粧品は、薬事法に規定された表示のあるものを使用し、使用の目的で小分けする場合は清潔に保ち、その使用方法を誤らないこと。	条例4条
(15) 禁止行為 (理容業)	→ 鼻孔又は耳孔のそり毛を行わないこと	条例4条
(16) 枕おおい等 (理容業)	→ 枕おおい、首まき、ネックペ ^ハ 等は、客ごとに洗濯したもの又は新しいものをを用いること	条例4条